三重県土地家屋調査士会
補助者規則

（目的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)会則第101条第1項に規定する補助者の届出及び補助者の使用に関する事項を定め、もって補助者の資質の向上と土地家屋調査士業務の適正・円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（補助者の定義）

第２条　補助者とは、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が土地家屋調査士法(以下「法」という。) 第3条に定める業務の補助をさせるために使用する者をいう。

（使用の制限）

第３条　会員は、調査士制度の目的に反すると思われる者を、補助者として使用することができない。

（補助者の届出）

第４条　会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく、附録第1号様式の届出書に所要事項を記載し、次の各号の書類等を添えて、本会に提出しなければならない。

(1)住民票の写し

(2)写真２葉(提出日前３か月以内に撮影した縦４㎝ 横３㎝ で無帽、かつ、正面上半身の背景のないもの)

(3)補助者証発行手数料等3,000円

２　同一補助者を他の会員と共同して使用する場合は、前項第1号の添付書類は、一の会員が添付すれば足りる。ただし、その場合は、それぞれの届出書に他の会員と共同して使用する旨及び前項の書類を添付した会員の氏名を記載するものとする。

３　会員は、補助者を置かなくなったときは、遅滞なく、附録第2号様式の届出書によりその旨を本会に届け出なければならない。

（補助者台帳の備付）

第５条　本会は、附録第3号様式の補助者台帳を備え付けるものとする。

２　補助者台帳には、補助者証の発行、再発行及び返還に関する事項を記載しなければならない。

（補助者証）

第６条　本会は、会員から補助者を置いた旨の届出書を受理したときは、遅滞なく、補助者証を会員に交付しなければならない。

２　補助者証は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式とする。

３　会員は、補助者が執務をするときは、補助者証を携帯させなければならない。

４　会員は、補助者が、補助者証を滅失し、又は損傷したときは、直ちに、本会に附録第4号様式により、再交付を請求しなければならない。補助者証を滅失し、又は損傷した場合には、第4条第1項第2号に規定する写真を提出するものとする。

５　会員は、前項の規定により、新たな補助者証の交付を受けたときは、補助者証を滅失した場合を除き、交付と引換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

６　第4項による補助者証の再交付の手数料は、金3,000円とする。

７　会員は、補助者を置かなくなったときは、遅滞なく、補助者証を本会に返還しなければならない。

８　第1項に規定する補助者証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)補助者の氏名及び生年月日

(2)会員の事務所の所在地及び電話番号(法人会員にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地及び電話番号)

(3)会員の氏名(職名又は日本名を登録している者にあっては、当該職名又は日本名)及び登録番号(法人会員にあっては、その名称及

び届出番号)
(4)発行年月日及び有効期限
(5)発行番号
(6)写真

9　補助者証の有効期限は、発効の日から５年とする。

（法務局への通知）

第７条　本会は、第4条第1項及び第3項に規定する届出書を受理したときは、附録第5号様式による通知書に、届出書の写しを添えて、土地家屋調査士法施行規則第23条第3項の規定に基づき津地方法務局長に通知しなければならない。

（補助者証の継続更新）

第８条　会員は、補助者証の有効期限満了の３か月前から、本会に対し、第4条第1項第2号に規定する写真を添えて、新たな補助者証の交付を請求することができる。

2　会員は、新たな補助者証の交付を受けたときは、交付と引換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

3　第1項による補助者証の更新の手数料は、金1,000円とする。

（変更届）

第９条　会員は、補助者が届出事項を変更したときは、附録第6号様式による変更届出書に所要事項を記載し、変更を証する書面を添えて、遅滞なく、本会に届け出なければならない。

2　本会は、前項の変更届出書を受理したときは、附録第7号様式による通知書に届出書の写しを添えて津地方法務局長に通知しなければならない。

（補助者証の記載事項の変更）

第10条　会員は、前条の変更届出書を提出する場合において、補助者証の記載事項に変更を要するときは、変更届出書に第4条第1項第2号に規定する写真を添付して、本会に補助者証の再発行を請求しなければならない。

2　会員は、新たな補助者証の交付を受けたときは、交付と引換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

3　補助者証の再発行の手数料は、金1,000円とする。

（研　修）

第11条　本会は、補助者の資質の向上を図るため、研修会を開催するものとする。

2　前項の研修は、別に定める補助者研修要領によって実施するものとする。

3　会員は、第1項の研修会に補助者が参加できるよう努めなければならない。

（特定事務指示書の発行）

第12条　会員は、補助者(第4条の届出後２か月以上継続して勤務し、土地家屋調査士及びその補助者としての業務の重要性を十分に確認し、会員において信頼関係が構築されたと認めた者に限る。以下本条において同じ)に不動産登記法第21条に規定する登記識別情報の通知を受領する事務(以下「特定事務」という。)を行わせるときは、附録第8号又は第9号様式の特定事務指示書を事件ごとに発行し、これを携帯させなければならない。

2　前項に規定する場合において、登記官の求めがあったときは、補助者は、特定事務指示書を補助者証とともに提示しなければならない。

3　会員は、補助者が退職したとき又は特定事務の指示を解除したときは、速やかに特定事務指示書を回収しなければならない。

4　特定事務指示書の有効期限は、発行の日から３か月とする。

5　会員は、前項の有効期限が満了した特定事務指示書を補助者から回収し、特定事務指示書編綴簿に綴じて、５年間保管するものとする。

6　会員は、特定事務指示書を発行した場合において、これにより損害が生じたときは、その一切の責を負わなければならない。

（規則の改廃）

第13条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

（施行期日）

1　昭和５９年７月１日制定の三重県土地家屋調査士会補助者規則は、平成１０年９月３０日をもって廃止する。

2　この規則(平成１０年９月２９日第３回理事会決定)は、平成１０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

3　この規則の施行日前に既に使用届をしている補助者については、この規則による届出が行われたものとみなす。

4　この変更規則は平成１５年８月９日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規則は、平成１８年４月１４日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２５年２月２０日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２７年３月１８日から施行する。

附録第1号様式（補助者使用届）

土地家屋調査士（法人）補助者使用届

年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会
会長　　殿

所属支部

登録番号　　第　　号

事務所

氏　名　　職印

写
真

下記の者を補助者として使用しましたので、三重県土地家屋調査士会補助者規則第4条によりお届けします。

記

氏　名		性別	男・女
住　所			
生年月日	年　月　日生		
使用開始年月日	年　月　日		
補助者数	既届済　名　新規届　名　合計　名		
受付欄	年　月　日 補助者番号	共同使用確認欄	

（注）　1　住民票を添付
　　2　写真2葉（4cm×3cm）…1葉を貼付、1葉を添付
　　3　補助者証発行手数料　3,000円

附録第２号様式（補助者解職届）

土地家屋調査士（法人）補助者解職届

平成　　年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会
会 長　　殿

所属支部

登録番号　　第　　号

事 務 所

氏　　名　　職印

下記補助者を解職しましたので、三重県土地家屋調査士会補助者規則第４条によりお届けします。

記

氏　　名		性 別	男 ・ 女
解職年月日	平成　　年　　月　　日		
備　　考	（理由）		

（注）補助者証を返還する。

補　助　者　台　帳

附録第３号様式

整理番号	氏名・生年月日 性　別	住　所	使用・解職	補助者証	研修・表彰 関　係	雇用する調査士（法人）の氏名	備　考
	年　月　日 男・女		使用 年　月　日 解職 年　月　日	補助者証 交付　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日			
	年　月　日 男・女		使用 年　月　日 解職 年　月　日	補助者証 交付　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日			
	年　月　日 男・女		使用 年　月　日 解職 年　月　日	補助者証 交付　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日			
	年　月　日 男・女		使用 年　月　日 解職 年　月　日	補助者証 交付　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日 再発行　平成　年　月　日 返還　平成　年　月　日			

附録第４号様式（再交付請求）

土地家屋調査士（法人）補助者証再交付請求書

平成　　年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会

会長　　様

所 属 支 部

登 録 番 号

事　務　所

氏　　名

当職が補助者として使用している下記の者が、補助者証を

滅　失

損　傷

したので、再交付を請求します。

補助者の氏名

附録第５号様式（使用・解職通知）

三調発第　　号
平成　　年　　月　　日

津 地 方 法 務 局
局　長　　殿

三重県土地家屋調査士会
会　長　　印

土地家屋調査士（法人）補助者使用・解職通知

補助者の使用・解職につき、別紙のとおり使用届・解職届がありましたので、土地家屋調査士法施行規則第２３条第３項により通知いたします。

附録第６号様式（補助者変更届）

土地家屋調査士（法人）補助者変更届

平成　　年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会
会 長　　殿

所属支部

登録番号　　第　　号

事 務 所

氏　　名　　職印

補助者として使用している者について、下記事項を変更したので、三重県土地家屋調査士会補助者規則第９条によりお届けします。

記

住　所 氏　名	新	
	旧	
備　　考		

（注）１　氏名変更の場合戸籍抄本を添付する。住所変更の場合住民票を添付する。
　　２　氏名変更の場合
　　・補助者証及び写真１葉（4㎝×3㎝）を添付する。
　　・補助者証発行手数料　1,000円

附録第７号様式（変更通知）

三調発第　　号
平成　　年　　月　　日

津 地 方 法 務 局
局　長　　殿

三重県土地家屋調査士会
会　長　　印

土地家屋調査士（法人）補助者変更通知

補助者として使用している者について、別紙のとおり変更届がありましたので、通知いたします。

＜附録第８号様式＞

特定事務指示書

私こと、土地家屋調査士「○○○○」は、下記登記名義人の登記を受任し、更にその登記識別情報を受領する代理権を有するところ、下記事件に関する限り、次の補助者に登記識別情報を受領する事務を指示します。

なお、次の補助者は、過去に土地家屋調査士業務の補助に関連する非行の事実がないことを誓約します。

平成○○年○○月○○日

事務所　　○○市○○町・・・・・・・・・・・・

土地家屋調査士　　○　　○　　○　　○　　職印

住所　　○○市○○町・・・・・・・・・

補助者　氏名　　○　　○　　○　　○

補助者証登録番号　（○○○）

記

不動産の表示	○○市○○町○○○番の土地
登記の目的	土地合筆登記
登記原因及びその日付	
登記名義人	住所　　○○・・・・・・・・・○○
	氏名　　○　　○　　○　　○

＜附録第９号様式＞

特定事務指示書

土地家屋調査士法人「○○○○」は、下記登記名義人の登記を受任し、更にその登記識別情報を受領する代理権を有するところ、下記事件に関する限り、次の補助者に登記識別情報を受領する事務を指示します。

なお、次の補助者は、過去に土地家屋調査士業務の補助に関連する非行の事実がないことを誓約します。

平成○○年○○月○○日

事務所　　○○市○○町・・・・・・・・・・・・

土地家屋調査士法人

代　表　者　名　　○　　○　　○　　○　　職印

住所　　○○市○○町・・・・・・・・・・

補助者　氏名　　○　　○　　○　　○

補助者証登録番号　（○○○）

記

不動産の表示	○○市○○町○○○番の土地
登記の目的	土地合筆登記
登記原因及びその日付	
登記名義人	住所　　○○・・・・・・・・・○○
	氏名　　○　　○　　○　　○

三重県土地家屋調査士会補助者証

（第６条２項）

補助者証（縦5.4cm×横8.6cm）表面　　附録第 14-1号

顔写真

正面　無帽
縦４cm×横３cm

補助者氏名

年　月　日生

土地家屋調査士補助者証

事 務 所 所 在 地

土地家屋調査士氏名
登　録　番　号
電　話　番　号

発行日　　年　月　日

有効期限　発行日から５年間　　発行番号　　番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する

三重県 土地家屋調査士会　印

補助者証（縦5.4cm×横8.6cm）表面　　附録第 14-2号
（法人用）

顔写真

正面　無帽
縦４cm×横３cm

補助者氏名

年　月　日生

土地家屋調査士補助者証

事 務 所 所 在 地
（従たる事務所の場合は、その所在地を併記）

土地家屋調査士法人名
法人届出番号
電　話　番　号

発行日　　年　月　日

有効期限　発行日から５年間　　発行番号　　番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士法人の補助者であることを証する

三重県 土地家屋調査士会　印

補助者証(縦5.4cm×横8.6cm)裏面

注意事項

１．本証は業務執行中常に携帯すること。
２．本証は他人に貸与してはならない。
３．退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
４．記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

三重県土地家屋調査士会　電話 ○○○－○○○－○○○○